

# 医業経営情報

## NO. 88 病医院に対する指定取消や許認可取消

平成21年12月25日に東京都西多摩郡の医療法人社団千住会が、東京都から医療法人設立認可取消の行政処分を受けました。

この事は新聞でも報道されたのでご存じの方も多いと思いますが、記事の見出しに「医療法人、不正貸し付け」(読売新聞)と書かれており、記事の内容も理事長個人への不正な貸し付けが理由で設立認可取消と書かれていたもので、医療法人に理事長への貸付金がある病医院の理事長先生の中にはびっくりした方が多かつたのではないかと思います。

東京都が公表した医療法人社団千住会の設立認可の取消理由は下記の通りです。

### 取消理由

(1) から (3) までの法令等違反に対して、医療法第64条第1項に基づく措置命令を行ったが、是正措置がなされなかった。

(1) 当該医療法人は設立後2年以上経過しているが、未だ定款に定めた事業を行っていない。また、事業開始に向けた実行性のある資金計画や具体的な運営計画も示されていない。

(2) 法人名義の借入金を個人負債の返済に充てており、剰余金配当禁止を規定する医療法第54条に違反している。また、その借入れを行う際に社員総会、理事会の決議を経ておらず、医療法人運営管理指導要綱に違背している。

(3) 医療法人の資金を理事長へ有利子で貸付けており、医療法第42条の医療法人の業務範囲を逸脱している上、さらに当該貸付金に関し、返済期限が経過しているにも関わらず全く回収をしておらず、剰余金配当禁止を規定する医療法第54条に違反している。

取消理由を読んで頂ければわかりますが、理事長への貸付金<sup>イコール</sup> = 不正貸し付けという訳ではありません。

しかし、医療法人に理事長個人へ多額の貸付金がある病医院は、今後都道府県から「貸付金が原因で医療法人設立認可取消になった前例があるので早急に解消するように」と指導を受ける可能性があるので注意して下さい。

理事長個人への貸付金がある医療法人は、毎年少しづつでも理事長個人から貸付金の返済を受けるようにして下さい。上記取消理由の中にも「全く回収をしておらず」と書かれているように、何年間も貸付金の金額が減らないのは好ましくありません。

貸付金の減らし方については、医業経営情報No. 63「医療法人が有している理事長に対する貸付金の消し方」にいくつか方法を紹介しているので、そちらをご覧ください。

## 病医院に対する指定取消や許認可取消の種類

病医院を開業している個人又は医療法人に対して行われる可能性のある主な行政処分は下記の通りです。

行政処分名	根拠条文	対象者	行政処分の内容
保険医療機関の指定取消	健康保険法第80条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての個人開業医</li> <li>・医療法人</li> </ul>	取消を受けた医療機関は原則として5年間は保険診療が出来なくなります。ただし、医療機関の取消は受けていないので、自費診療は続けることができます。
医療機関の開業許可取消	医療法第29条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院を開業している個人開業医</li> <li>・医療法人</li> </ul>	医療機関としての開設許可を失うので、医療機関の閉院を余儀なくされます。
医療機関の閉鎖命令	医療法第29条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての個人開業医</li> <li>・医療法人</li> </ul>	期間を定めて医療機関の使用を禁止されます。
医療法人設立認可の取消	医療法第65条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人</li> </ul>	この処分は医療法人設立後1年以内に正当な理由がないのに医療機関を開業しない場合等に適用され、処分を受けると医療法人格を失います。
医療法人設立認可の取消	医療法第66条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人</li> </ul>	この処分は医療法人が法令の規定に違反した場合等に適用され、処分を受けると医療法人格を失います。

## 保険医療機関の指定取消

保険医療機関の指定取消は病医院がもっとも受けやすい行政処分です。

平成20年度に保険医療機関の指定取消を受けたのは、医科14件、歯科17件の合計31件です。（他に薬局2件あり）

保険調剤薬局を含めた指定取消数の推移は下記の通りです。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
取 消 数	48件	54件	36件	52件	33件

保険医療機関の指定取消を受けると患者数が激減するので、多くの医療機関は閉院せざるを得なくなります。

## 医療機関の開設許可取消

病院を開設する場合、または医療法人が病医院を開設する場合は開設許可を受ける必要がありますが、この開設許可は医療法第29条の規定により取り消される場合があります。

### 医療法第29条

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

1. 開設の許可を受けた後正当の理由がないのに、6月以上その業務を開始しないとき。
2. 病院、診療所（第8条の届出をして開設したものを除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したものを除く。）が、休止した後正当の理由がないのに、1年以上業務を再開しないとき。
3. 開設者が第6条の3第6項、第24条第1項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。
4. 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

ところで、医療法第7条に規定する開設許可というのは、許可申請の対象である病医院が設備構造要件と人員要件に適合していれば都道府県は許可しなければならないものです。

ですから開設許可取消も、設備構造が明らかに違反していたり、再三の改善命令に従わない場合のように特に悪質とみなされるケースでなければ、開設許可取消という行政処分が行われることはほとんどありません。

実際に平成19年度は全国で26,222件、平成20年度は全国で25,644件の立入検査延件数が行われたにもかかわらず、開設許可取消を受けたのは平成19年度と平成20年度ともに0件でした。

## 医療機関の閉鎖命令

医療機関の閉鎖命令も、前ページの開設許可取消と同様に、閉鎖命令という行政処分が行われることはほとんどありません。

これも開設許可取消と同様に平成19年度と平成20年度ともに一件も閉鎖命令を受けていません。

参考「平成20年度の医療第25条に基づく立入検査延件数等の数」

	総 数	病 院	一般診療所	歯科診療所	助 産 所
立入検査延件数	25644	8804	11400	5356	84
処分件数	49	48	1	—	—
増員又は業務の停止命令	—	—	—	—	—
改善命令	48	47	1	—	—
使用制限又は禁止	—	—	—	—	—
管理者変更	1	1	—	—	—
許可の取消	—	—	—	—	—
閉鎖命令	—	—	—	—	—
告発件数	2	1	1	—	—

ところでこの閉鎖命令は診療所を開業している個人開業医でも受ける可能性があります。閉鎖命令は「期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる」だけです。

ですから、診療所を開業している個人開業医に対して閉院命令というのはありません。

診療所を開業している個人開業医は、開設許可を受ける必要はなく、医療法第8条に規定する開設届を提出するだけで開業できるからです。

診療所を開業している個人開業医に対する立入検査の時に、保健所職員が「診療所の開設を取り消すことができる」と、脅しとも取れる発言をしたと聞いたことがあります。これは全く根拠のない違法な行政指導です。

## 医療法人設立認可の取消

医療法人設立認可の取消には医療法第65条と、医療法第66条に基づく2種類があります。

### 医療法第65条

都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び老人保健施設を休止若しくは廃止した後1年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

### 医療法第66条

都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

医療法第65条に基づく認可取消は、医療法人を成立したのにその後全く医療機関を開設しなかったり、理事長死亡等の理由で開設していた全ての医療機関を閉院後再開の目処がない医療法人に対するものです。

医療法第65条に基づく認可取消は、平成19年度は全国で5件、平成20年度は全国で16件ありました。

医療法第66条に基づく認可取消は、冒頭で紹介した東京都西多摩郡の医療法人社団千住会のように法令の規定に違反した場合に適用されます。

医療法第66条に基づく認可取消もあまり行われることがなく、平成19年度、平成20年度ともに一件もありません。(医療法人社団千住会の認可取消は平成21年度です。)

下記の表の通り、そもそも医療法人に対する指導・監督が行われることは滅多になく、もっとも多いのは医療法人に対して業務・会計の状況を報告させる「報告徴収」で、実際に立入検査に入ったのは平成19年度は全国で13件、平成20年度も全国で13件とかなり少ないことがわかります。

ところで、報告徴収を求める都道府県は北海道がダントツに多く、平成19年度は全国78件中北海道が70件、平成20年度は全国29件中北海道28件とほぼ北海道が占めています。

当事務所は北海道の顧問先様がいないので理由はわかりませんが、北海道は監督が厳しい事は間違いないと思いますので、北海道にある病医院は気をつけて下さい。

### 参考「平成20年度の医療法人に対する指導・監督数」

	報告 徴収	立入 検査	改善 命令	業務 停止 (一部)	業務 停止 (全部)	役員 解任 勧告	設立認可取消	
							第65条に よるもの	第66条に よるもの
全国	29	13	1	—	—	—	16	—

最後に病医院に対する行政処分ではありませんが、医師（歯科医師を含む、以下同じ）免許取消について説明致します。

保険医の取消は結構多く、平成20年度は41人が保険医を取り消されました。

保険医の取消が多い理由は、保険医療機関の指定取消と同時に、その病医院の医師と一緒に保険医の取消を受けるからです。

しかし、医師免許取消は平成18年が4人、平成19年が4人、平成20年が1人とかなり少数です。

しかも、医師免許取消となったのは殺人罪、強姦罪、強制わいせつ罪などの刑事事件の有罪が確定した者のみです。

診療報酬の不正請求があったとして保険医を取り消された者でも、重くても医業停止で済んでいます。（医業停止の期間は概ね1月～6月）

保険医療機関の指定取消になると医師免許が剥奪されるのでは？と心配している先生がいるようですが、診療報酬の不正請求で医師免許が取り消されたことは、私が記憶している限りでは過去にありません。

平成22年1月12日

**西岡税理士・行政書士事務所**

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹